

16 試験当日、試験場付近や最寄りの駅周辺等で合否メール等の受付をする者がいます。これらの者は本学とは何ら関係なく、トラブルが生じても本学は一切責任を負いませんので、十分注意してください。

また、アンケート等と称して、住所や電話番号を書かせたりする者がいますが、これらの者についても本学と何ら関係なく、個人情報を悪用される場合がありますので、慎重に対応してください。

13 合格者の発表

(1) 発表日時及び発表方法

合格者の発表は、次のとおり行います。

試験日程	発表日時	発表方法
前期日程	令和6年3月6日(水)11時	本学のホームページの「入試案内」に全学部の合格者の大学受験番号を掲載します。 掲示による発表は行いません。
後期日程	令和6年3月20日(祝・水)16時	

(注) 1 電話等による合否のお問合せには、一切応じません。

2 ホームページによる合格者の発表について、発表直後にアクセスが集中し、ホームページがつながりにくい場合がありますので、その際はしばらく時間をおいてから再度アクセスをしてください。

(2) 合格通知

合格者には、合格者の発表後、同日付けで合格通知書及び入学手続関係書類等を送付します。

14 欠員補充の方法

(1) 追加合格

入学手続完了者数が入学定員に満たない場合は、追加合格を行う場合があります。追加合格の実施の有無については、令和6年3月27日(水)18時以降に山形大学ホームページにより公表します。

なお、追加合格を行う場合の入学意思の確認は、令和6年3月28日(木)以降に、入学願書の「志願者連絡先等」欄に記入された電話番号又は携帯電話番号に問合せを行いますので、電話番号の記載に十分留意してください。

(注) 本学から追加合格該当者として通知を受けた者であっても、既に他の国公立大学の追加合格に入学手続を完了した者は、それを取り消して、本学の追加合格の入学手続を行うことはできません。

(2) 欠員補充第2次募集

追加合格を行っても、なお入学定員に欠員が生じた場合には、欠員補充第2次募集を行うことがあります。

欠員補充第2次募集を実施する場合には、山形大学ホームページにて公表します。

15 山形大学ホームページ

山形大学の入学試験情報は、山形大学ホームページの「入試案内」及び「受験生の方」で公表します。

なお、時間帯により、つながりにくい場合がありますので、その際は、しばらく時間をおいてから再度アクセスをしてください。

○山形大学ホームページ「入試案内」又は「受験生の方」

<https://www.yamagata-u.ac.jp>



(1) 志願状況

令和6年1月24日(水)から公表します。

なお、出願受付期間中は、毎日19時頃に更新します(土・日曜日を除きます)。

(2) 第1段階選抜の実施の有無について

第1段階選抜の実施の有無については、次の期日までに山形大学ホームページに掲載します。

第1段階選抜を実施しない場合は、入学志願者全員に「受験票ダウンロード可能メール」を送信します。

なお、第1段階選抜を実施した場合、合格者には「受験票ダウンロード可能メール」を送信し、不合格者には「第1段階選抜結果通知書」を郵送します。

日 程	学部(学科)名	期 日
前期日程	医学部医学科	令和6年2月13日(火)までに公表します。
後期日程		

16 入学手続

(1) 入学手続期間

① 前期日程…郵送により令和6年3月14日(木)まで(必着)

(持参の場合は令和6年3月14日(木)から3月15日(金)まで)

② 後期日程…郵送により令和6年3月26日(火)まで(必着)

(持参の場合は令和6年3月27日(水)のみ)

受付時間は、9時から16時までとします。

(2) 入学料

入学手続の際に、次の入学料を納付していただきます。

学 部	入 学 料
人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部昼間コース、農学部	282,000 円
工学部フレックスコース	141,000 円

(注) 納付方法等詳細については、合格通知の際にお知らせします。

(3) 提出書類

詳細については、合格通知の際にお知らせします。

(4) 入学手続に関する注意事項

- ① 合格者で本学に入学する者は、「入学手続期間」内に郵送又は持参(代理人も可)により、所定の書類の提出及び入学料を納付し、入学手続を行ってください。詳細については、合格通知の際にお知らせします。
- ② 入学手続に当たっては、**大学入学共通テスト受験票**を提出し、これに本学の入学手続完了済の押印を受けなければなりません。
- ③ 一つの国公立大学・学部に入学者は、これを取り消して、他の国公立大学・学部へ入学手続を行うことはできません。
- ④ 「入学手続期間」内に入学者は完了しなかった者は、本学への入学の意思がない者とみなし、入学を辞退したものとして取り扱います。
- ⑤ 追加合格者は、令和6年3月28日(木)以降、本学が指定した日までに入学手続を行わなければなりません。指定した日までに入学手続を完了しなかった者は、入学を辞退したものとして取り扱います。
- ⑥ 入学手続完了者が高等学校等を卒業又は修了できない場合は、入学を取り消します。